

プログラムの私用複製と著作権法違反性

村 本 武 志

目 次

- I. 問題の所在
- II. オンライン・ストレージへのプログラム蔵置
- III. 技術的保護・制限手段回避による複製
- IV. ライセンス認証システムと私的使用
- V. おわりに

I. 問題の所在

近時、技術的保護手段・制限手段を回避するプログラム（「クラック・プログラム」）が、いわゆる体験版をクラックして完全版とするツールとして用いられる被害が横行している。クラック・プログラムがクラック方法を説明する情報とともに DVD に記録され、単体、あるいは体験版や製品版の複製物とともに販売されるほか、オンライン・ストレージに蔵置し、公衆送信により提供する例が増えている¹⁾。

著作権法は著作物の複製権を著作者に専有させる（21 条）。例外として、著作権者の許諾を得ない複製や利用が適法とされる場合とその要件について定めを置く（30～47 条）。私用目的での複製（30 条）もその一つである。

1) 被害や刑事での立件状況については、The Software Alliance のウェブサイト に詳しい。 <http://bsa.or.jp/archive/news-and-events/news/>

プログラムの私用複製と著作権法違反性

他方で、私用複製を自動複製装置や技術的保護手段を回避・無効化しての私用複製、自動公衆送信を受信して行う私用複製をそれぞれが禁止する。但し、回避サービスのみの提供は規制されていない²⁾。

クラウドの発達、オンライン・ストレージへのデータ保存や共有の普及を加速する。これとともに、ストレージに蔵置した違法な複製物や情報ツールの提供も進む。このような事態への対応は、ストレージへのデータ蔵置者であるユーザー側と、ストレージサービス提供事業者側の問題に切り分けて検討する必要がある。前者は、ストレージへのプログラムの蔵置が私用複製として適法となるのか、適法要件は何かという問題であり、後者はストレージに蔵置された違法複製物の公衆への提供につきストレージ事業者がどのような要件の下でどのような責任を負うか、間接責任か直接責任かなどが問題となる。

本稿では、このうちの前者の問題を取り上げ、オンライン・ストレージ上へのプログラム蔵置と私用複製の関係、クラック・プログラムを利用した私用複製に関する著作権法の適否、適用要件について検討する。

2) 不正競争防止法は、アクセスコントロールを回避する機器・プログラムの譲渡、引渡し、譲渡等目的の展示、輸出、輸入、送信する行為を「不正競争」として規制するが、法改正当時「回避サービスの提供」は規制すべき実態がないとして対象としていない。これは、「平成 11(1999) 年改正当時の検討において、情報提供一般に対する規制につながることとなり相当に慎重な検討が必要であるとの理由から、規制の対象」とされなかったためである。また、2012 年改正時点でも、「現時点での結論を急ぐ必要性は認められないと考えられるとして、技術的制限手段の回避サービスにつき不正競争防止法において独立して規制の対象とするかどうかについては、消極に解することが適当と考えられ」た（産構審知的財産政策部会・技術的手段に係る規制の在り方に関する小委員会（2010）「技術的制限手段にかかる不正競争の見直しの方向性について（案）」（平成 22 年 12 月）。

II. オンライン・ストレージへのプログラム蔵置

1 ストレージのタイプ³⁾と利用

(1) ストレージのタイプ

オンライン・ストレージは、蔵置物の利用者が誰か、蔵置対象のコンテンツの準備者が誰かにより、次のように分類される。

誰が蔵置コンテンツを利用するかという観点から、1人の利用者のみが蔵置コンテンツにアクセスできるタイプ(プライベート型)、多数の利用者がコンテンツにアクセスできるタイプ(共有型)⁴⁾に分かれる。蔵置コンテンツの準備者が誰かという観点から、クラウド事業者が用意するタイプ(配信型)⁵⁾と、利用者自身が用意するタイプ(ユーザー・アップロード型[UL型])⁶⁾に分けられる。

プライベート型+ユーザー UL型は、保存できるコンテンツの種類や内容等を問わないため、利用者が自ら撮影した写真や作成したドキュメントだけでなく、第三者が著作権を有する音楽、映画等のコンテンツも広く対

3) 平成25年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム(第2回)配布資料1)「ロッカー型クラウドサービスの分類について」(2013)

4) クラウド事業者が用意し、ロッカーに保存したコンテンツについて、利用者が事業者との契約等により、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用(ダウンロードはストリーミング)できるようにするサービス、Amazon Cloud player、電子書籍サービスなど。

5) クラウド事業者が用意してロッカーに保存したコンテンツを、多数の利用者が共有して利用できるようにするサービス。動画配信サービスなど。

6) 利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用できるようにするサービス。マイキャビ(Nifty)、MP3tunes、MYUTAなど。

プログラムの私用複製と著作権法違反性

象となりうる。このことから、違法複製物やクラック・プログラムなどの違法ツールの提供元記憶装置として用いられる例が少なくない。

そこで、ストレージを提供するクラウド事業者は、利用契約上で、違法な目的での利用を排除する約款を定める例が多い。サーバへの蔵置が禁止される対象例に、ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を含むデータファイル、猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたるような衣服の全部又は一部を着けない姿態を撮影・描画したデータファイル、事業者が承認するファイル形式でないデータファイル、法令又は公序良俗に違反するデータファイルなどが挙げられる。この約定を実効的なものとするために、事業者は、ユーザーコンテンツの内容の確認を行い、約定に反すると判断される場合、必要と判断する範囲で全部・一部削除又は修正・編集を行い、必要に応じてその内容を警察その他公的機関に通報する旨の規定が置かれる⁷⁾。

2 ストレージの違法利用

(1) 規制と趣旨

著作権法は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合に、著作物の複製を適法とする(30条1項)。また、プログラムの複製物の所有者が、これをコンピュータで使用するために必要と認められる範囲で複製する行為は適法とされる(47条の3)。当該複製物が違法に作成されたものでも構わない。

但し、私用目的を超えて複製すれば複製権侵害となる。複製物がコンピュータで業務使用されるときは、違法なものであることを知って取得した場合に、複製権侵害と見なされる。また、複製時点で私用目的による複製として適法とされる場合であっても、私用目的以外の目的での頒布や公衆

7) au スマートパス。https://pass.auone.jp/terms/pass/

への提示は、その時点で違法な複製がなされたものと扱われる（49条）。

私用目的での複製が違法と扱われない理由として、被害の僅少さ、回収コストのバランスが取れないこと、アナログレベルでの複製であれば著作権者への脅威性が低いことなどが挙げられる。これは、著作権法が私的領域に干渉することの不適切さ、プライシー侵害の懸念との相関で正当化される事柄であろう⁸⁾。

しかし、インターネットは、個人が容易に私的領域から業務利用などの公的領域に踏み込むことを可能にする。これは利用者の内心における私的・公的領域の区別が曖昧にさせるほか、実際の行為が公的領域の行為か否かの区別は難しくさせる。個人でも、インターネット通販、ネットオークションなどの媒体を通じて自由にかつ大規模にデジタルコンテンツ取引に参入可能である。これが個人的行為か営業行為かかの区別は、個人の内心というよりは、販売数量による客観的な基準によるしかない⁹⁾。

個人によるストレージへのプログラムの蔵置が私用目的でなされたとしても、外部からのアクセスが可能化されれば、一挙に私用目的性が失われる。これによりアクセス者において制限のないダウンロードが可能となり、結果的に権利者に計り知れない機会損失をもたらすことになる。個人や家庭などの狭い範囲の私用目的の複製であっても、クラック・プログラムなどの違法複製ツールの利用は、容易に私的利用を超えた販売目的での複製を可能にする。費やす労力は僅かである一方で、収益性は高い。私用目的の範囲、要件を緩和して許諾を不要とする複製の範囲を広げることは、私的使用というプライベートな領域への法の介入回避、プライバシー保護の要請にも拘わらず、なお必要とされるゆえんである。法30条の根拠が失

8) 中山信弘『著作権法 第二版』有斐閣（2014、286）

9) 経産省「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」（2006）

プログラムの私用複製と著作権法違反性

われつつあるとの指摘¹⁰⁾は、理由なしとしない。

3 私用目的での複製の適法要件

「個人的使用」は、複製の目的に関わる。著作物を個人的に使用することを目的とする複製とは、「自分以外の者には著作物を使用させないことを目的として行われるもの」をいうとする説明は簡明である¹¹⁾。

事業者が業務上でプログラムを複製する場合には私用目的の複製の領域から外れる。判決例も企業内使用のためにコピーをする場合には私的使用に当たらない、としている（東京地判昭52・7・22「舞台装置設計図」事件）。使用場所が事業者の事業所であれば、業務使用が推認されよう。

「家庭内その他これに準ずる限られた範囲」とは、メンバー相互の個人的結合関係の存在、及び家庭に準ずる程度の人数で、かつ特定された集団をいう。人数的には、「社内の同好会とサークルのように10人程度が一つの趣味なり活動なりを目的として集まっている限定されたごく少数のグループということ」¹²⁾「家庭内に準ずることから通常は4～5人程度であり、かつ、その間の関係は家庭内に準ずる親密かつ閉鎖的な関係を有することが必要」とされる¹³⁾。ごく少数部数複製される場合には私的使用にはあたらないとする見解¹⁴⁾もある。しかし、たとえ少数の複製であっても、それが事業活動の一環としてなされれば、その目的は社会的なものとなり、私用目的の複製には当たらない¹⁵⁾。使用による収益も、業務上でなされれば看

10) 中山・前掲286

11) 渋谷達紀『著作権法』中央経済社（2013、203、210）

12) 加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』著作権情報センター（2013、231）

13) 著作権審議会第5小委員会（録音・録画関係）報告書（1981）

14) 島並良ほか『著作権法入門』有斐閣（2009、162）

15) 渋谷・前掲211

過できない額による可能性がある。正当な対価の支払いが求められて然るべきである。

(2) クラウドサービスと「私用目的の複製」との関係

クラウド上のストレージ・サーバへの複製は、法30条1項柱書に規定する「私的使用」を目的とするといえるか。ストレージへの複製でも「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の複製であれば、適法とされる余地があるが、適法とされる要件をどう考えるべきか¹⁶⁾。

ユーザーが事業者である場合には、私的使用とはいえ違法複製と判断される¹⁷⁾。使用者が「事業として」または「事業のために」使用する目的であれば業務使用目的の複製となろう。

否定説は、30条1項の趣旨は、私的使用のための複製として零細な規模の複製を権利制限の対象とするという理解を前提とする。かかる趣旨に鑑みれば、「クラウドサービス」を利用した複製はその枠を外れ、そもそも私的使用のための複製には該当しないとする。しかし、私用目的の複製かどうかを、規模で判断することは適切ではない。私用目的の複製かどうかの判断に際して、被害の僅少さや回収コストなどの経済合理性を考慮することは、複製物利用が事業に関わる限り適切ではない。この場合、使用者の利得を適法なものとして留保させることは公平に反するほか、事業目的であればプライバシー保護の要請は後退すると考えてよい。

16) 英国著作権法は、2014(平成26)年の改正で、インターネット等の手段によりアクセス可能なストレージへのデータ複製について、当該個人又はストレージ業者のみアクセスできるなど一定の要件の下で私用目的のための複製として認めることとした(28B条5(C)、但し。コンピュータ・プログラムは除外されている(28B条(1))。

17) 文化庁・調査研究委員会「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究 報告書」(昭和23年)13頁

プログラムの私用複製と著作権法違反性

ユーザーが個人の場合、ストレージに複製したコンテンツを当該ユーザー自身のみが利用するケースと、当該ユーザー以外の者も利用するケースがある。私的使用に当たるどうかは、利用態様とそこから推認される使用目的により判断されるべきことになる。

(3) 自動複製機器を用いた複製

著作権法は、私用目的の複製であっても、それが公衆用設置自動複製機器によりなされる場合には著作権者の許諾を必要とする（30条1項1号）

ストレージ・サーバへの複製が私用目的であっても、当該サーバが「公衆用設置自動複製機器」に該当すれば複製権侵害となり得る¹⁸⁾。

肯定説は、30条1項1号の文言解釈を理由とする。これに対し否定説は、もともと同号が想定していたのはレンタル店等の店頭設置される高速ダビング機であり、これと性質が異なるクラウド上のサーバは公衆用設置自動複製機器には該当しないとす。折衷説は、各ユーザーがコンテンツをアップロードするサーバ内の一定の領域が、パスワードの設定等によって特定のユーザーのみがアクセスできる状態となっていれば、公衆用設置自動複製機器に該当しないと解釈できるとする。

法49条の提供態様が頒布や公衆への提供にあたらぬ場合に、これについて検討する必要がある。

(4) プログラムのダウンロード販売の違法性

違法に複製されたものと知って所持、頒布や頒布の申し出をすれば、見做し複製として著作権侵害となる（113条1項1号、2項）。ここでオンライン・ストレージからダウンロードさせる行為は、著作権侵害に当たる

18) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（平成23年度文化庁委託事業）
「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究報告書」（2011）

か。頒布、頒布の申し出が公衆送信を含まないことから問題となる。

ストレージへのアクセス者にダウンロードさせる行為は、複製物の頒布には当たらない¹⁹⁾。これについては、端的に公衆送信権違反と処理することで足りよう²⁰⁾。

なお、複製権侵害により作成された複製物を、情を知って頒布したり、頒布の申し出をする行為は、著作権侵害と見なされる（130条1項2号）。ここでの頒布は複製物の譲渡・貸与をいい、インターネット上のダウンロード送信のような複製物を媒介としない著作物の送信行為は含まない²¹⁾。違法な複製物のダウンロード提供に先立ち、ネットオークションで頒布の申し出を捉え、先行するストレージへの複製による複製権侵害を問う余地がある。なお、違法複製物について販売広告は、実際にはダウンロードにより提供されるとしても、「頒布の申し出」による著作権侵害が成立する。

Ⅲ. 技術的保護・制限手段回避による複製

1 問題の所在

プログラムメーカーがウェブサイトから無償でダウンロード提供する体験版についても、それがストレージに蔵置され、頒布や頒布の申し出がなされれば、著作権侵害となる。体験版であってもメーカーが無許諾で複製を許諾しているわけではないからである。また、前掲のとおり体験版をオンライン・ストレージに蔵置する行為は、上記のような私用目的の逸脱に

19) 加戸・前掲

20) 高林龍「標準著作権法 第2版」有斐閣(142)は、「著作権侵害によって作成された物を譲渡以外でたとえば公衆送信することは公衆送信権の侵害にな」とする。

21) 中山・前掲264。

プログラムの私用複製と著作権法違反性

よる複製、自動複製機器を用いた複製と判断される余地がある。

体験版をストレージに蔵置せずメーカーのウェブサイトから直接ダウンロードさせ、これを製品版として使用可能にするクラック・プログラムをストレージに蔵置し、ダウンロードする販売例が多く見られる。メーカーは、後掲の「ライセンス認証システム」により、プログラムの使用制限のロックを掛ける。これを外すにはメーカーによる製品認証が必要であるが、クラック・プログラムは、メーカーに認証によらず機能制限のロックを外すプログラムをいう。これは価値的には、正規品の複製をストレージに蔵置して販売するにほかならないが、法的にはどのように評価されるのか。

「ライセンス認証システム」によるプログラムの機能制限のためのロックが、著作権法、不競法上の技術的保護・制限手段に当たると判断されれば、これを回避、無効化刷るプログラムの提供は禁止されることになる(著作権法 30 条 1 項 2 号)。しかし、これが認められなければ、価値的には機能制限のない製品版の提供に等しい体験版のロックを外すクラック・プログラムの提供は、法的には何らの違法評価もなされない行為となりかねない。

以下では、著作権法上の技術的保護手段、不競法上の技術的制限手段の規定の趣旨、要件を対比しつつ、適用要件の解釈、解釈のあり方について検討を加える。

2 技術的保護・制限手段

(1) 概要

デジタル技術の発達・普及は、高品質な違法複製やその送信の蔓延を加速する。メーカーは、これら侵害に対して民事・刑事を含めた法定措置を講じているものの、労力とコストを考慮すれば、割に合わないことが多い。そこで、著作物等の複製等を技術的に防止するためのより高度な技術的手段の開発を迫られることになるが、これら複製防止措置を回避、無効化す

る手段の提供が違法として制限されなければ、意味が無い。

1996（平成8）年にWIPO新条約が採択され、「技術的手段（Technological Measures）」に関する規定が合意された。これに伴い、わが国でも1999（平成11）年の法改正で技術的保護手段回避・提供規制が、不正競争防止法についても同年の法改正で技術的制限手段の回避提供規制が明定された。

（2）著作権法

著作権法は、著作権等を侵害する行為の防止又は抑止をする手段としての技術的保護手段の定義規制を置き（2条1項20号）、私用目的での複製であっても、技術的保護手段の回避によるものは複製権侵害と扱う（30条1項2号）。そして、技術的保護手段の回避のための専用機能を有する装置・プログラムの公衆への提供は回避補助行為を業として行った場合には、刑事罰を科す（120条の2）。

更に2011（平成23）年改正で、放送のスクランブルなどコンテンツを暗号化し視聴を制限する手段（アクセスコントロール）についても規制対象とした。これによりコンテンツの権利者に無断で視聴行為がなされれば、一定の要件の下に「著作権等を侵害する行為」となる。

技術的保護手段を回避・無効化して行う複製は、著作権侵害として民事上の責任が課されるが、刑事上の責任までは問われない（119条1号括弧書）。技術的保護手段の回避を専らその機能とする装置やプログラムの複製物を公衆に譲渡等した場合には、刑事罰が課される（第120条の2）。正犯としては違法阻却される行為の予備・準備行為を独立の正犯行為と扱うものである。

著作権法が、技術的保護手段を回避・無効化する装置・プログラムの利用による複製を民事上の手当のみ取られるに止まるにせよ規定した理由につき、1999年著作権法改正の際の報告書²²⁾は、次のように述べる。

「技術的保護手段を回避して無効化し、不可能であるはずの著作権者等の利益を著しく害する複製等の利用を可能にする行為は、権利侵害行為に直結する、まさに著作権等の実効性を損なう行為である。このため、権利侵害行為の前段階である回避行為自体を規制することにより、権利侵害行為を事前に防止することが考えられる。…技術的保護手段が施されている著作物等については、その技術的保護手段により制限されている複製が不可能であるという前提で著作権者等が市場に提供しているものであり、技術的保護手段を回避することによりこのような前提が否定され、著作権者等が予期しない複製が自由に、かつ、社会全体として大量に行われることを可能にすることは、著作権者等の経済的利益を著しく害するおそれがあると考えられるため、このような、回避を伴うという形態の複製までも、私的使用のための複製として認めることは適当ではないと考えられる。」

著作物利用の過度な規制は、コンテンツ提供者の目先の利益になっても、コンテンツユーザーの自由利用の機会を奪い、新規技術の芽を摘むことでその発展を阻害することになりかねないが、これと著作権者の保護の要請をどのように調整すべきか。

(3) 不正競争防止法

不正競争防止法の定める技術的制限手段は、現状では、著作権法上の技術的保護手段と大差ないが、立法当初からアクセスコントロールを射程に入れていた。

その後、2011（平成23）年の改正で、規制対象とされる装置等の範囲が拡大され（「のみ」要件の削除等）、規制対象装置の部品の一式も規制の対

22) 著作権審議会「マルチメディア小委員会ワーキング・グループ（技術的保護・管理関係）報告書」平成10年12月10日（1998）

象に追加された。「のみ要件」の削除は、技術的制限手段回避装置を違法に提供する悪質な事業者に対抗する手段を拡大し、要件が容易化するものである。但し、「当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合」とは、当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限られる。

また、立法当初は、技術的制限手段回避装置の提供行為に対し、民事上の差止・損害賠償請求ができるだけであったが、改正法は刑事罰（両罰規定）が導入されたほか、技術的制限手段回避装置を輸出入禁止品に追加（関税法の改正）がなされた。

不競法が技術的制限手段の無効化装置・プログラムの提供を規制する目的は、コンテンツ提供事業の存立基盤の確保、視聴等機器の製造者やソフトの製造者などのコンテンツ提供事業者間の公正な競争秩序を確保することにある。

ところで不競法の技術的制限手段規制については、「コンテンツ提供者間の公正な「必要最小限の規制」を導入するという観点に立って、立法当時実態が存在する、コンテンツ提供事業者がコンテンツの保護のためにコンテンツに施した無断複製や無断視聴等を防止するための技術的制限手段を無効化する装置を販売等する行為を不正競争行為として規制するものとの指摘がなされる²³⁾。

しかしながら、技術の発展は、ドッグイヤーであり、技術的制限手段が立法当時に「実態が存在」すれば足り、「立法当時、実態が明らかにされていた」ことまでは要しないと解すべきである。産業技術は、開発時点では対外的に詳細が明らかにされることはない。プログラムについては、ある

23) 文化庁長官官房著作権課内著作権法令研究会・通商産業省知的財産政策室『著作権法・不正競争防止法改正解説（デジタルコンテンツの法的保護）』著作権法令研究会（1999）

プログラムの私用複製と著作権法違反性

技術的制限手段が、プログラムの仕組みにどのように作用することでその実行が妨げられるか明らかではない場合があり、その限りで規制が適用されないという事態があり得る。しかし、後にそのメカニズムが解明されれば、規制の適用になお消極であってよいという理由はない。不競法上の規制は、事業者間の自由な競争機会の確保という観点からは、必要最小限の規制であることが必要とされよう。しかし、コンテンツ提供事業の存立基盤を不当に脅かす事態を漫然と許容することまで許容するものではないからである。

なお、不競法上の技術的制限手段は、著作権法におけるような著作者の権利保護ではなく、コンテンツ事業者間の公正な競争の確保に主眼がある。従って、無断複製や無断視聴等を防止するための技術的制限手段は、必ずしも「コンテンツ提供事業者がコンテンツの保護のためにコンテンツに施した」手段である必要はない。この点は、著作権法が、技術的保護手段が、著作者の意思に基づくものであることを要すると対比すれば明らかである。

(4) 要件の緩和と解釈の柔軟性

不競法上の「のみ要件」の排除は、旧規定解釈の疑義から生じる紛争が訴訟に持ち込まれ、法改正に至ったケースである。東京地判平 21・2・27 [マジコン事件判決]²⁴⁾がそれである。

事案は、ソニー製の家庭用ゲーム機であるプレイステーション等に対応する無効化機器 (MOD チップ) が、技術的制限手段を無効化する装置に当たり、その輸入販売が不競法 2 条 1 項 10 号に違反するとして、当該装置の輸入・販売の差止めと在庫品の廃棄処分を求めたものである。

改正前の法 2 条 1 項 10 号は、規制対象の装置が、技術的制限手段を回

24) 裁判所 HP、http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/392/037392_hanrei.pdf

避する機能のみを有する装置であることが要件とされていた。これは、装置が、ダウンロードされた違法コピーゲームなどの実行を可能にする機能だけでなく、自主制作ソフト等の実行を可能にするという経済的・商業的な機能を有するため、「のみ要件」を満たさないと解釈を許す。また、不競法2条7号は「特定の反応をする信号」とのみ規定し、反応の方式を明示していないことから、「技術的制限手段」は検知→制限方式のものに限られ、自主制作ソフト等の実行も制限する結果となる「検知→可能」方式を含まないと解釈を許す。

判決は、まず「立法趣旨及び立法経緯に照らすと、不正競争防止法2条1項10号の『のみ』は、必要最小限の規制という観点から、規制の対象となる機器等を、管理技術の無効化を専らその機能とするものとして提供されたものに限定し、別の目的で製造され提供されている装置等が法改正による是正偶然『妨げる機能』を有している場合を除外していると解釈することができ」と判示する。そして、事案の判断として、インターネット上のサイト上で「多数の本件吸い出しプログラムがアップロードされており、だれでも容易にダウンロードすることができること、被告装置の大部分が、そして大部分の場合に、本件吸い出しプログラムを使用するために用いられていることが認められ、被告装置が専ら自主制作ソフト等の実行を機能とするが、偶然『妨げる機能』を有しているにすぎないと認めることは到底できないものである。」と判示し、対象機器は『のみ』要件を満たすのに対し、パソコンのような汎用機器等及び無反応機器は『のみ』要件を満たさないと解釈することができるとした。

次に、「検知→可能」方式を含むかどうかの争点について、判決は不競法2条1項10号の立法趣旨に照らして、いかなる「技術的制限手段」が念頭に置かれていたのかを検討した上で、検討の段階で具体例として挙げられていたMODチップが検知→可能方式であること点にも触れて、検知→制限方式だけでなく、検知→可能方式のものも含むと判示した。

プログラムの私用複製と著作権法違反性

2011年（平成23）年の不競法改正は、このうち「のみ」要件の削除を行ったが、これは、同判決を踏まえ検知→可能方式については法解釈の枠内で対処可能とするものである。

著作権法、不競法とも違反は刑事罰の対象となる。従って、規定の解釈に厳格さが求められることは当然である。しかし、その解釈は、文化の発展や新規技術の開発を阻害するものであるかどうか、ユーザーの正当な利益を損なうものであるかどうかという大局的観点から、著作者やコンテンツ提供事業者の利益を考慮しつつ柔軟に行う必要がある。著作者、コンテンツ提供事業者の利益を不当に損なうような過度に抑制的な規制、規制の解釈は、著作者、コンテンツ提供事業者の搜索、新規技術の創造意欲を損ない、「角を矯めて牛を殺す」ことになりかねない。

3 技術的保護・制限手段

(1) 技術的保護・制限手段

著作権法上の技術的保護手段、不競法上の技術的制限手段中、プログラムの著作物に関し次のような定めが置かれる。

なお両手段は、技術的保護・制限手段の対象、同手段の付属者の意思の要否、同手段の利用者の責任の有無などに違いがある。

	著作権法（2条1項20号）	不競法（2条7項）
	著作権者等の保護（1条）	事業者間の公正競争等の確保（1条）
方法	電磁的方法	
手段	著作権等を侵害する行為の防止 又は抑止をする手段 (著作権等を侵害する行為の結果に等しい障害を生じさせるこ	プログラムの実行・記録を制限する手段

	とによる当該行為の抑止)	
	著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものは除外	
方式	信号記録・送信型／変換記録・送信型	
	[信号型] 視聴等機器が特定の反応をする信号 [変換型] 視聴等機器が特定の交換を必要とするようプログラムを変換	[記録型] プログラムとともに記録媒体に記録する方式 [送信型] プログラムとともに送信する方式

(2) 使用等規制

	著作権法	不正競争防止法
規制対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・私的使用のための複製に際しての技術的保護手段の回避（信号の除去又は改変）及び暗号の復号による複製禁止（30条1項2号） ・私用目的外での複製物の頒布・公衆への提示の禁止（は複製と見なされ違法）（49条1項1号） 	
故意	上記回避による複製を、その事実を知りながら行うこと	

(3) 提供等規制

	著作権法（120条の2）	不正競争防止法（2条1項10・11号）
対象	技術的保護手段の回避を行うことを機能とする装置・プログラム・プログラムの複製物	技術的制限手段の効果を妨げる こと可能とする機能とする装置・プログラム、プログラムを記録した記録媒体・記憶した機器
規制行為	公衆への譲渡、貸与、製造、輸入、所持、公衆への提供、プログラムの公衆送信・送信可能化禁止	譲渡、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示、輸出、輸入、プログラムの電気通信回線を通じた提供禁止

(4) 電磁的方法

不正競争防止法は、技術的制限手段に当たるためには、コンテンツ等のアクセス又はコピーを制限が「電磁的方式」によるものでなければならぬとする。

「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法を言う。電子情報処理組織とは、法令上は、情報処理システムと呼称され、「電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう（情報処理の促進に関する法律第20条第5項）。

電磁的方法による送受信については、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて情報を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に記録する方法（例えば電子メール送信等）、または送信者の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に当該情報を記録する方法（例

えばwebサイトの閲覧による伝達) などがある。

(5) 『信号』『特定の反応』要件

信号型技術的制限・保護手段に当たるためには、当該信号がプログラムと「ともに」記録媒体に記録されるか送信されなければならない。ここで「視聴覚機器が特定の反応をする信号」の概念について、著作権法及び不競法とも何らの定義もしていない。一般に「信号」とは、一定の情報を伝達し、伝達先において一定の処理を起こさせるものであれば足り、その内容や種類は問われず、データも含まれる(前掲東京地判平21・1・27)。

信号は、『視聴等機器が特定の反応をする』もので、著作物『とともに』記録・送信されることが要件とされる。更に信号は、『視聴等機器が特定の反応をする』ものでなければならない。これは、プログラムの著作物については、プログラムの実行を制限するか、可能化する機能を果たすことを意味する。

(6) 『とともに』要件

それでは、信号が著作物『とともに』記録・送信されるとはどのような意味か。

著作権法での立法者意思は、これを著作物との「一体性」を求める趣旨と解している²⁵⁾。両者が「組」となっているとの関係性を示す概念である(前掲東京地判平21・1・27)。

従って、ここで問われるのは、記録・送信における同時性という時間的意味ではなく、プログラムとの「組性」、ないし「一体性」である。

信号型記録型についてはプログラムと「一体として」記録媒体に記録されれば足りる。それが維持される限り、信号が記録媒体に記録されたり、

25) 加戸・前掲

プログラムの私用複製と著作権法違反性

送信されるについてプログラムの記録・送信と「同時」であることまで求められるわけではない。著作権法は、著作物の技術的保護手段の付加を「著作権者の意思に基づく」ことを必要とする。これに対して不競法はこのよう制限を付さず、プログラム製造者の「意思に基づかない」付加、すなわちプログラムの製造者以外の者により付加された技術的保護・制限手段であっても適用の対象とするのが著作権法と不競法の整的な解釈に資する。プログラム提供者の意思に基づかない場合、コンピュータが特定の反応をする信号の記録媒体への記録がプログラムと同時になされることは、通常の場合ありえない。そうであるとすれば『とともに』要件の解釈としては、法が適用対象とするのは、「コンピュータが特定の反応をする信号がプログラムと同一の記憶媒体に記録されている」場合をいうと解される。これからすれば、記憶装置に記録される信号とプログラムの記録は「同時」である必要はないとの解釈が整合的である。法の適用対象となるのは、記録媒体に信号とプログラムが一体として記録された場合以降であり、記録が一時的であっても構わない。但し、著作権法は、当該技術的保護手段の記録が著作権者の意思に基づかない場合には、法の適用対象とはしない。

信号送信型についてはプログラムと「一体として」送信されることが必要であり、その限りで送信の「同時性」が必要とされる余地がある。

(7) 『記録』要件

信号型については、信号がプログラムとともに記録媒体に『記録』される必要がある。この「記録」概念についても著作権法、不競法は定義を置いていない。

国際公文書館会議の定義²⁶⁾によれば、記録とは、「機関や個人の活動の開始時、実施時、完了時に作成または受領され、その活動に証拠を与えるに

26) ICA 報告書 16 : ICA 電子記録ワークブック 2005 年 4 月

足る内容、コンテキスト（背景・状況・環境）、構造から成る、記録された情報」と定義される。これは、記録対象の「信号」の役割と相まって、記録先の「活動に証拠を与える」という機能に意味がある。すなわち、プログラムの実行が記録媒体内の信号の存在に依存するという関係性があれば足りる。

信号が記録・送信後に消失するなどして記録媒体に止まらなければ、プログラムの実行が信号の存在に依存するという関係にはなく、『記録』とは言えない。しかし、記録されたプログラムの実行が記録媒体に存在する信号の存在に依存するという関係が認められれば、信号記録型に当たるかどうかの判断に際し、記録媒体において信号がどのように記録されるかという方式や方法のいかんは問われないと解される。

4 シリアルナンバーの技術的保護・制限手段性

(1) 問題の所在

1999年の著作権法改正時の検討では、シリアルナンバーの技術的保護手段性については次のような指摘がなされ、消極と解されている²⁷⁾。

「回避に係る規制の対象とすべき技術的保護手段とは、現行の著作権法に規定された著作権者等の権利を侵害する行為を防止するために、著作権者等やそれらの者から技術的保護手段を施す承諾を与えられた者が施した効果的な技術的保護手段ということになると考えられる。このような技術的保護手段は複製だけに限らず著作物等の利用全体に係るものであるが、上述した複製に係る技術的保護手段の類型でいえば、複製不能型及び複製作業妨害型の技術的保護手段が該当すると考えられる。なおこのうち、シリアルナンバー等入力的方式については、その本来の趣旨がソフトの所有者のみに複製を可能とするものであり、

27) 前掲・著作権審議会（1998）

プログラムの私用複製と著作権法違反性

ソフトを使用可能にすることが主目的であること、シリアルナンバーさえわかれば簡単に回避できるため必ずしも効果的とはいえないこと等を考慮すると、あえて規制の対象とする必要性は乏しいと考えられる。従って、現段階で対象となる具体的な技術的保護手段としては、上述した技術的保護手段の実態に照らせば、著作物等の利用のうち複製を制限する、SCMS、CGMS、擬似シンクパルス方式が該当することになると考えられる。」

しかし、比較法的に見ればシリアルナンバーを技術的制限手段と扱う例は少なくない²⁸⁾。また、立法時の考え方はともかく、規制の解釈として、シリアルナンバーが技術的保護・制限手段に該当しないかどうかについては、別途検討される意味なしとしない。

(2) シリアルナンバーの技術的保護・制限手段性

シリアルナンバーは、プログラムをコンピュータにインストールするために入力が必要とされるプログラムと「組」となり提供される。また、シリアルナンバーはプログラムをコンピュータにインストールする際に入力が求められることから、伝達先のコンピュータ上で、プログラムのインストールを可能化する点で、「一定の処理を起こさせる」機能を果たすことからすれば、これを「信号」と解する余地がある。

信号記録型の技術的保護・制限手段については、前掲のとおり、プログラムが利用される電子機器が特定の反応をする信号は、プログラム『とともに』記録媒体に記録されなければならない。シリアルナンバーは、プログラムのインストール時にコンピュータに記録される。その閲覧については、他に使用されないようにマスキングされるが、一部は視認可能である。

28) 村本武志「認証回避型クラック・パッチ提供の違法性」現代法学 27 (2014、31-67)

シリアルナンバーが記録媒体にプログラム『とともに』記録されるとして、問題は、それが欠けることでプログラムの実行が可能化されたり妨げられる機能を有するか、という問題がある。シリアルナンバーは、制限のないプログラムをコンピュータに記録するためには不可欠のデータではあるものの、プログラムの「使用」によりその記録に依存するという関係にはない。プログラムの実行が期間・機能制限付きのものとなるかどうかは、プログラムのインストール後にコンピュータ上に作出されるシリアルナンバーの種別に依存する。このデータ作出の問題性は、いわゆる「ライセンス認証システム」との関連で、検討する必要がある。

IV. ライセンス認証システムと私的使用

1 ライセンス認証システム

ライセンス認証システムとは、プログラムのインストール時やプログラムの起動時にインターネット回線を経由して、専用のメーカー・サーバによるライセンス認証を求め、認証が不可と判断されれば、完全な製品の使用ができない仕組みをいう²⁹⁾。

ユーザーは、プログラムのインストール時にシリアルナンバー（入力用シリアルナンバー）の入力が必要である。製品版ではコンピュータへの製品インストール時に、これを入力しなければ、そもそもプログラムをコンピュータへのインストール処理が開始しない。

29) ライセンス認証システムについては、岩崎博孝(2007)「技術的保護手段(技術的プロテクト)について」パテント2007、Vol. 60 No. 6、114、村本・前掲「認証回避型クラック・パッチ提供の違法性」

2 体験版での機能制限

使用期間や機能が制限される体験版³⁰⁾については、シリアルナンバーの入力を求めるかどうかはメーカーにより異なる。

例えばマイクロソフトコーポレーション社製品では、体験版をメーカーのウェブサイトからダウンロードすると、体験版のシリアルナンバーが送付される。これを入力すれば、体験版シリアルナンバーにより 60 日間は概ね正規版と同様の使用ができるが、ツールバー上に使用製品が体験版であること残存の使用可能日数が表示される。アカウント画面にも「体験版」である旨が表示される。他方、体験版のシリアルナンバーを入力しなければ、アカウントの製品情報欄には「ライセンス認証が必要です」との表示がなされるほか、使用可能期間は短縮される。体験版は、インストール後、60 日間は製品の使用が可能であるが、その間、体験版プログラム中の個別アプリケーションを起動するたびに「製品に関するお知らせ」ツールバー上にライセンス認証を求める赤色の警告が表示される。その期間を経過すれば、試用期間満了後と同様に、試用版プログラムにより作成されたファイルの閲覧以外の機能は使用不能となる（以下、単に「機能制限」ということがある）。

このような機能制限がなされる仕組みは、次のとおり。プログラムのコンピュータへのインストール処理は、入力用シリアルナンバーの入力により開始される。しかし、その際、コンピュータの「記録装置」にプログラムと同時に未認証シリアルナンバー等のデータが記憶され、プログラムには使用期間等の機能制限のロックが掛けられる。

ユーザーがプログラムの求めに応じて認証申請を行う場合、プログラムは未認証シリアルナンバーとともにハッシュ化されたコンピュータ・ハー

30) メーカーによって呼称が異なり、マイクロソフトコーポレーションは「試用版」と称する。

ドのデータをメーカーの認証サーバに送信する。メーカー認証サーバは、これらデータを既存のデータベースで参照し、インストールが有効と判断すれば、ハッシュ化されていない未認証シリアルナンバーに基づき認証済シリアルナンバー等を発行し、ユーザー・コンピュータに送信する。ユーザー・コンピュータは、これらデータを受信し、記録装置に記録することで、機能制限のロックが外れ、これを検知したプログラムは何らの機能制限なしに実行可能となる。

アドビシステムズインコーポレイテッド社も、同社ウェブサイトから体験版のダウンロードが可能であるが、マイクロソフトコーポレーション社とは異なり、独自の体験版シリアルナンバーは交付しない。体験シリアルによりユーザーが製品の初回起動時から7日間以内にインターネットに接続しなければ製品は利用できなくなる。インターネットに接続すれば、体験版として30日間は使用できるが、その間にライセンス認証を終えなければ、製品の使用ができなくなる。製品認証の仕組みは、概ねマイクロソフトコーポレーションと同様であるが、メーカー認証サーバから送信されるデータは「レスポンスコード」と呼ばれる。これがユーザー・コンピュータに記録される段階で認証済シリアルナンバー、プラットフォーム情報、特別な属性、その他種々の情報に分解され、これらデータの記録により機能制限のロックが外れ、何ら制限のないプログラムの実行が可能となることは、マイクロソフトコーポレーション社製品と同様である。

3 技術的制限・保護手段該当性

(1) 問題の所在

ライセンス認証システムが、技術的保護・制限手段に該当するか否かについて、これを認めるものに宇都宮地判平26・12・4(裁判例集未登載)³¹⁾がある。判決はライセンス認証システムを無効化するクラック・プログラムの提供が不競法上の不正競争に当たるとして、販売者に対し有罪判決を

出した。判決はライセンス認証システムが不競法の定める技術的制限手段に当たることを前提とした上で、この制限手段を無効化するクラック・プログラムの提供が不競法2条1項11号の不正競争に当たるとした。

学説上、これについて論じるものはほとんどない。肯定する見解としてライセンス認証システムが信号・送信型に該当する余地を認めるもの³²⁾、信号記録型に該当するとするもの³³⁾に分かれる。

肯定説中、ライセンス認証システムが「信号送信型」技術的制限手段に当たるとする立場は、「認証は、ソフトウェアが正規の識別番号を有することと、ソフトウェアとそれを起動させるコンピュータの固有情報の組み合わせが使用規約に反しないものであることを確認した上で、ソフトウェアの起動を可能とする信号を送信するのである」として、検知→可能方式を基本とする。さらに、「その逆の場合にはソフトウェアの起動を不可能とする信号を送るため、検知→制限方式も用いている。」とする。

これを否定する立場は、そもそもライセンス認証システムは著作権等侵害行為を防止又は抑止するものではないとする立場を前提とする³⁴⁾。ライセンス認証システムが採用される場合でも、プログラムのインストール自体は可能でありアクティベーションを一定条件内に行わない場合に、そのアクセス（プログラムへのアクセス）が制限されるに過ぎないことを理由として挙げる（「非該当説」）。

経産省は、電子商取引に関する準則³⁵⁾上で否定的立場を示す。すなわち、

31) これに先立ち、福井簡裁は、平成26年10月15日、同種事案につき、クラック・プログラムの提供者に対して略式命令を出している（判決例集未登載）。

32) 古川原明子「インターネットを介した認証回避手段の有償供与行為の可罰性—不正競争防止法および刑法の観点から」龍谷法学45-2（2012、119）

33) 村本・前掲

34) 岩崎・前掲115。

「一般に、制限版における制限方法は、特定の反応をする信号がプログラムとともに記録されていたり、プログラム自体が特定の変換を必要としたりするようなものではなく、技術的制限手段に該当しない。したがって、当該行為は、いずれの態様においても、技術的制限手段に対する不正競争には該当しない。」とする（「要件非充足説」）³⁶⁾。

信号記録型については技術的保護手段・技術的制限手段とも、コンピュータが特定の反応をする信号がプログラム『とともに』記録媒体に記録される必要がある。この『とともに』要件を、『同時に』として限定的に解する場合、認証済シリアルナンバーが信号に当たるとしても、それが発行されるのはメーカーの認証サーバが当該インストールを有効と判断した後であり、コンピュータへのプログラムの記録と同時ではなく、プログラムが信号とともにコンピュータに記録されているとは認められないことになるだろうか。

35) 経産省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（2012、iii. 77）

36) 経産省の前掲準則に対しては、「これら制限回避手段について、技術的制限手段としてなんらの保護がなされないことは、今後のソフトウェアビジネスの進展にとって大きな阻害要因となりかねず、また機能制限、利用期間制限の解除を認証する技術についても新たな技術が開発／導入されており、2014年には、アプリケーション・ソフトウェアのライセンス認証システムによる認証システムを回避し、利用期間、機能等に制限のある体験版を通常の製品版として使用可能とするクラックツールの提供について、不正競争防止法違反での有罪判決の事例も出ています。準則の改訂においては、認証技術が技術的制限手段に該当するケースについて改訂されることを要望します。」との改訂の要望が出されている（経産省「(別紙) 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について」（2015、通番18）

(2) 検討

ア 結論として、信号記録型が適切と考える。

著作権法上の「技術的保護手段」、不競法上の技術的制限手段（2条7項）の「技術的制限手段」は、検知→制限方式のものと検知→可能方式のもの双方を含む（技術的制限手段につき、前掲東京地判平21・2・27）。

まず、ライセンス認証システムは、プログラムをユーザー・コンピュータにインストールを行うことで、未認証のシリアルナンバー番号が記録される。マイクロソフトコーポレーション社製品では、シリアルナンバー（未認証「プロダクト ID」）が英文字と数字が組み合わされた文字列が記録され、アカウント画面で閲覧可能である。アドビシステムズインコーポレイテッド社製品でも同様にユーザー・コンピュータ記録装置内に、未認証のシリアルナンバーが暗号化されて記録される。システム情報画面でその閲覧はできず、シリアル番号欄には「体験版」と表記される。いずれも、メーカー・サーバでライセンス認証を得なければ、使用期間が制限されるなどの機能制限というロックが掛かる。この仕組みは、プログラムが使用される機器が、機能制限という「特定の反応」をする未認証シリアルナンバーがプログラムと一体として記録媒体に記録された結果である。コンピュータがこの信号を検知することで、プログラムの機能制限がなされる。これは体験版について「検知→可能方式」が採られるといえる。

次に、ユーザーがメーカーに対しライセンス認証を求め、ユーザー・コンピュータへのプログラムのインストールが適法と判断されれば、メーカーはユーザーに対して認証済のシリアルナンバーを発行する。ユーザー・コンピュータはこれを記録媒体に記録し、それまで記録されていた未認証シリアルナンバーが上書きされ、コンピュータがこれを検知することでプログラム使用時の機能制限のロックが外れる。この仕組みは、プログラムが使用される機器が、機能制限という「特定の反応」をする認証済シリアルナンバーがプログラムと一体として記録媒体に記録された結果であり、

コンピュータがこの信号を検知することで、プログラムの機能制限のロックが外れる。これは、製品版について「検知→可能方式」が採用されているといえる。

以上からすれば、ライセンス認証システムは、未認証時、認証完了時のいずれも検知→可能方式の技術的制限手段を併用する仕組みである。プログラムのコンピュータへのインストール時点で、プログラムと同時に、それがコンピュータに検知されることでプログラム使用上の機能制限がもたらされる未認証シリアルナンバーが記録媒体に記録される。仮に『とともに』要件が「同時性」を意味するというように厳格に解すべきとしても、少なくとも体験版については、プログラムをユーザーパソコンにインストールする時点で、その実行を制限する特定の反応をする信号がプログラムと同時に記録されることは明らかであり技術的制限手段的に当たる。

このような未認証シリアルナンバー等、及び認証済みシリアルナンバーはいずれもユーザー・パソコン内への記録が視認可能である。これら信号が、ユーザー・コンピュータに固定されて記録されていることは明らかで、「特定の反応をする信号」が「記録媒体に記録」されていると解することに格別の問題もない。

以上からすれば、ライセンス認証システムは、著作権法上の技術的保護手段、不正競争防止法上の技術的制限手段のいずれにも当てはまると解される。

なお、ライセンス認証システムを信号送信型と解する見解については、説得的であるものの、信号と「ともに」送信される「プログラム」は何を指すか、必ずしも明らかではないという難点がある。要件上、信号とともに送信されるプログラムは、ユーザーコンピュータにインストールされるものでなくても構わない。ユーザー・コンピュータに「信号」が送信される際にながしかのコマンドが送信されている可能性は否定できないが、それが明らかにされなければ、要件の充足という点で問題が残る。

プログラムの私用複製と著作権法違反性

イ 否定説－非該当説について

否定説中、ライセンス認証システムは著作権等侵害行為を防止又は抑止するものではないとする「非該当型」については、次のような疑問がある。

この見解は、ライセンス認証システムでもプログラムのコンピュータ記録媒体への複製は可能であり、アクティベーションを一定条件内に行わない場合に、そのプログラムへのアクセスが制限されるに止まるとする。上述のとおり、ライセンス認証システムが採用される場合、ライセンス認証の前後を問わず「プログラムへのアクセスが可能となる」理由は、インストールされたプログラムについて実行を可能化する信号がユーザー・パソコンに記録されることによる。この見解は当該「未認証シリアルナンバー」の「検知→可能型」信号の存在を看過する点で妥当性を欠し。また体験版プログラムの利用制限の解除は、製品版の認証済みシリアルナンバー等の記録に依存する。ユーザーは、メーカーから認証済みシリアルナンバー等の発行を受け、これをコンピュータに記録することで、プログラムに付された機能制限のロックを外すことができる。この認証済みシリアルナンバー等は、プログラムの機能制限のロックを外すという「特定の反応をする」検知→可能型信号に当たる。これは、なおプログラムと一体性を有する信号であり、非該当説はこの点についても言及するところはない。

ウ 否定説－要件非充足説について

否定説中、「要件非充足説」は体験版には当てはまらない。また製品版についても次のような疑問がある。

技術的保護・制限手段に該当するための『とともに』要件は、信号とプログラムの同時記録を意味するわけではないことは前掲のとおりである。信号がプログラムと『ともに』記録装置に記録されるとは、「一体として」記録されるという意味に解される。技術的保護・制限手段に用いられる信号は、本体たるプログラムのコピーコントロールのために施された仕組み

である。この信号が異なる記録媒体に記録されていたのでは、本体たるプログラム著作物のコピーコントロールの役割を果たし得ない。技術的保護手段に該当するための要件として、特定の反応をする信号がプログラムと『ともに』記録媒体に記録され必要があるとするのは、このような「信号」の果たす機能面に着目したものと考えられる。このような機能が充足される限り、信号とプログラムの記録の「同時性」を求める意味はない。

また、仮に技術的保護・制限手段該当性要件として信号・プログラムの同時記録性が求められるとしても、前掲のとおりライセンス認証システムは、認証前及び体験版については認証済であっても「検知→制限型」の信号要件を充足する。

V. おわりに

著作物の複製・利用を制限する技術的保護・制限手段は、一面では著作権者の利益保護のためのものである。プログラムの開発には膨大な手間と費用が掛かる。他方で、プログラムの有用性を一般に周知して利用して貰うためには、体験版など一定期間を限り無償で提供する販売方法方法はマーケティング手法として有用である。利用者も、製品の使い勝手を知った上で購入するかどうかを判断する機会がえら得る点で利便性が高い。

このような体験版に備わる機能制限のロックを外すクラック・プログラムの流通を、技術的保護・制限手段に当たらないとして放置することは、著作者の利益を損ない文化の発展にとって大きな障害となる。コンテンツ提供事業者の製品開発意欲を削ぐだけでなく、メーカーがクラックプログラムへの対応に時間と労力が割かれる結果、新規技術の開発もおろそかになりかねない。また、クラックツール利用者による安価な製品取得は、正規品取得者にとっての不公平感を増し、未購入ユーザーの正規品購入動機を失わせかねず、メーカーの販売機会を著しく損なう結果、コンテンツ事

プログラムの私用複製と著作権法違反性

業者の経営基盤に大きな打撃を与える。「フェアユース」の名の下にかかる事態を放置することは、却ってフェアユースの概念を損なうことに繋がりにかぬない。

ユーザーによるクラック・プログラム使用によるコンピュータへの複製は、記録装置内へのシリアルナンバーの記録を伴う。これが記録されることでプログラムの実行が可能になることは本稿において論証したところであるが、これは、他方で刑法上の私電磁記録の不正作出と評価される余地もある。クラック・プログラムの使用者はその正犯、提供者は複製権侵害、私電磁記録の不正作出の幫助なり共犯としてそれぞれ違法評価を受けることになる可能性があるが、これについては後の検討課題としたい。

以上